

アメリカ腐蛆病の予防を目的として みつばちに使用するタイラン水溶散について

アメリカ腐蛆病の予防を目的として、
タイラン水溶散の使用が可能となりました。
使用する場合は、下記事項に注意していただきます
ようお願いします。

- **用法用量を厳守**すること

(粉砂糖以外のものに混ぜた場合や用量を越えて投与すると
残留事故の原因となります。)

- **集蜜期には使わない**こと

(食用に供するはちみつ及びその他の生産物の
生産の28日より前に使用すること)

- **育児箱に使う**こと

- **本剤を投与した**

育児箱内のはちみつ、ローヤルゼリーは食用にできません

(抗生物質が残留しているため)

- **本剤の投与期間中又は休薬期間中は、採蜜用の継箱を置かない**

やむを得ず継箱を置いた場合は、休薬期間終了後に

継箱内のはちみつ、ローヤルゼリー等を取り除く

(抗生物質が残留しているため、食用にできません)

- **腐蛆病の治療は出来ません**

(発生したら家畜保健衛生所にただちに通報してください)



滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511

FAX:0748-37-4821

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145

FAX:0740-22-6681